

(別添資料 3)

令和 8 年度十和田八幡平国立公園（十和田湖地域）冬季の滞在体験創出・実証業務に関する
企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する 理解度 (様式 A)	冬季の休屋・休平地区を宿泊・滞在拠点とした新たな滞在体験を造成及び販売するために必要な知見	冬季の同地区における滞在体験商品の造成・販売に係る課題や対応策について専門的知見を有し、理解度が高いかを評価する。	5		
実施方法等の 提案 (様式 B)	冬季の休屋・休平地区及び周辺地域の公園利用状況の把握	新たな滞在体験商品の造成及び販売実証のために必要かつ効果的な調査内容・方法となっているかを評価する。	5	50	
	冬季の新たな滞在体験型商品（短時間滞在者向け）の造成	短時間滞在者のニーズ及び利用実態を踏まえた商品内容となっており、「冬の十和田湖ならではの」魅力・価値を体験できるとともに、販売実証を見据えた実現性及び事業性を有する提案となっているかを評価する。	15		
	冬季の新たな滞在体験型商品（長期滞在者向け）の造成	休屋・休平地区で今後獲得を目指す利用者層の設定が妥当であり、同地区における滞在時間及び旅行消費額の向上に資する高付加価値な商品内容となっているとともに、市場性及び事業性の検証が可能な提案となっているかを評価する。	15		
	販売環境の整備及び販売実証	造成した商品の販売に向けた環境整備及び販売実証の方法が具体的かつ実効性の高い内容となっているか。また、ターゲット層に応じた効果的な広報・販売手法が提案されており、市場性、収益性及び継続可能性を適切に検証できる内容となっているかを評価する。	15		
業務実施フロー (様式 C)	業務遂行の確実性	限られた業務期間の中で、各業務を着実に実現できる業務遂行フローとなっているか。また、販売実証の期間を十分確保できる工程となっているかを評価する。	5		
管理技術者 (様式 D-1)	管理技術者の経験等	本業務の実施に必要な観光商品造成、販売実証、地域連携等に関する専門的知見及び業務実績を有しているかを評価する。	5		
業務従事者 (様式 D-2)	配置、役割分担等	各業務を着実かつ効率的に実施できる人員配置及び役割分担並びに実施体制となっているかを評価する。	5		
業務実績 (様式 E)	過去 5 年間に従事した類似業務の実績	自然体験に係る観光商品の販売実証又は実販売を伴う業務（補助事業を含む）の実績 1 件につき 2 点、5 件以上を 10 点とする。	10		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対して見積価格及び積算内訳が適切であり、業務内容及び実施体制との整合が図られているか。また、販売実証による収益見込み額について、その設定根拠が明確かつ妥当であり、販売計画、想定販売数、販売価格等に基づく合理的な積算となっているかを評価する。		10		
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況（様式 F）	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。		5		
組織のワーク・ライフ・バランス等の推	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する		5		

進に関する認定等取得状況 (様式G)	る法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点			
合計		100		

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点	} ×2	} ×3
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		